

付録D-2 自動車の貿易に関する日本国とカナダとの間の付録

第一条

1 この付録の規定の適用上、

「付録締約国」とは、場合に依じ、日本国又はカナダをいう。

「自動車」とは、統一システムの第八七・〇三項に分類される産品をいう。

「原産自動車」とは、第三章（原産地規則及び原産地手続）の規定に従って原産品とされる自動車をいう。

2 付録締約国以外のいずれの締約国も、この付録の規定の下で生ずる問題について、第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならず、また、この協定の下で生ずる問題について、第四条の規定による紛争解決を求めてはならない。いずれの付録締約国も、第三条又は第四条の規定の下で生ずる問題に関する第二十八・三条（適用範囲）1(c)の規定の意味における無効化又は侵害について、同章の規定による紛争解決を求めてはならない。

第二条

一方の付録締約国は、この協定に定める二国間の合意に基づいて制定され、又は適用される自動車に関する強制規格、任意規格又は適合性評価手続に関し、他方の付録締約国以外の締約国に与える待遇よりも不利でない待遇を当該他方の付録締約国に与える。

第三条

一方の付録締約国は、第六章（貿易上の救済）の規定に従い、経過期間中に限り、統一システムの第八七・〇三項に分類される他方の付録締約国からの原産自動車に対する経過的セーフガード措置を、次の手続上の修正を加えてとることができる。

(a) 第六・一条（定義）に定める経過期間の定義に代えて、次の定義を適用する。

「経過期間」とは、この協定が日本国及びカナダについて効力を生ずる日に開始し、特定の製品についての関税の段階的な撤廃の期間の終了の後十二年を経過する日に終了する期間をいう。

(b) 第六・四条（経過的セーフガード措置の基準）2の規定に代えて、次の規定を適用する。

いずれの付録締約国も、三年を超えて経過的セーフガード措置をとってはならない。ただし、当該経過

的セーフガード措置が重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために引き続き必要であると当該経過的セーフガード措置をとる付録締約国の権限のある当局が第六・五条（調査手続及び透明性の要件）に定める手続に従って決定した場合には、三年の期間を二年を限度として延長することができる。

(c) 第六・四条（経過的セーフガード措置の基準）4及び6の規定は、適用しない。

(d) 第六・七条（補償）1及び2の規定に代えて、次の規定を適用する。

(i) 経過的セーフガード措置をとる一方の付録締約国は、当該経過的セーフガード措置の結果生ずると予想される関税の増大分と実質的に同等の貿易の効果を有する譲許又は当該増大分と等価値の譲許を行うことにより、貿易の自由化に資する適当な補償について相互に合意するために他方の付録締約国と協議する。当該一方の付録締約国は、当該経過的セーフガード措置をとった後三十日以内に、当該協議の機会を与える。

(ii) 産品に対して経過的セーフガード措置がとられる付録締約国は、(i)に規定する協議がその開始の後三十日以内に貿易の自由化に資する補償について合意に達しない場合には、当該経過的セーフガード

措置をとる付録締約国との貿易について実質的に等価値の譲許の適用を停止することができる。

(iii) (ii)に規定する譲許の適用を停止する権利は、経過的セーフガード措置がこの協定に適合する場合には、当該経過的セーフガード措置がとられている最初の二十四箇月間については、行使されてはならない。

第四条

1 この条の規定の適用上、第二十八・一条（定義）に定める定義を準用する（注）。

注 この1の規定の適用上、第二十八・一条（定義）中「第二十八・五条（協議）1」、「第二十八・七条（パネルの設置）」及び「第二十八・七条（パネルの設置）1」とあるのは、それぞれ「3」、「4」及び「4(a）」と読み替えるものとする。

2 付録締約国は、第二十八・三条（適用範囲）に定める問題であつて自動車に関するものにつき、第二十八・四条（場の選択）、第二十八・五条（協議）、第二十八・六条（あつせん、調停及び仲介）、第二十八・七条（パネルの設置）、第二十八・八条（付託事項）、第二十八・九条（パネルの構成）、第二十八・十條（パネルの構成員の資格）、第二十八・十一條（パネルの議長の登録簿及び締約国別の名簿）、第二十八・十二條（パネルの任務）、第二十八・十三條（パネルの手続規則）、第二十八・十四條（第三

国の参加)、第二十八・十五條(専門家の役割)、第二十八・十六條(手続の停止又は終了)、第二十八・十七條(最初の報告書)、第二十八・十八條(最終報告書)、第二十八・十九條(最終報告書の実施)、第二十八・二十條(未実施(代償及び利益の停止))及び第二十八・二十一條(履行状況の審査)に定める手続に代えて、この条に規定する紛争解決手続を開始することができる(注)。

注 いずれの付録締約国も、第二十八章(紛争解決)の規定による紛争解決を求めてはならない問題について、この条の規定による紛争解決を求めてはならない。

3 (a) 付録締約国は、2に定める問題について、他方の付録締約国との協議を要請することができる。当該協議の要請を行う付録締約国は、当該要請を書面で行うものとし、当該書面に、当該要請の理由(問題となっている実際の措置、措置の案その他の事項の特定及び申立ての法的根拠の記載を含む。)を示すものとする。当該要請を行う付録締約国は、第二十七・五條(連絡部局)1の規定に従って指定される総合的な連絡部局を通じて、当該要請を他の締約国に対して同時に送付する。

(b) 協議の要請を受ける付録締約国は、両付録締約国が別段の合意をする場合を除くほか、当該要請の受領の日の後七日以内に当該要請に対して書面により回答する(注)。当該協議の要請を受ける付録締約

国は、(a)に規定する総合的な連絡部局を通じて自国の回答を他の締約国に対して同時に送付し、及び誠実に協議を開始する。

注 協議の要請を受ける付録締約国は、この(b)に定める期間内に回答しない場合には、協議の要請を行う付録締約国が当該要請を送付した日の後七日目の日に当該要請を受領したものとみなされる。

(c) 両付録締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、要請の受領の日の後十五日以内に協議を開始する。

(d) 両付録締約国が別段の合意をする場合を除くほか、この3の規定に基づく協議については、第二十八・五条（協議）5から8までの規定を準用する（注）。

注 この(d)の規定の適用上、第二十八・五条（協議）6及び7の規定中「この条」とあるのは、「この3」と読み替えるものとする。

4 (a) 3 (a)の規定に基づいて協議を要請した一方の付録締約国は、両付録締約国が3 (a)の規定に基づく協議の要請の受領の日の後三十日の期間内に問題を解決することができない場合には、他方の付録締約国に宛てた書面による通報によりパネルの設置を要請することができる。

- (b) 申立付録締約国は、第二十七・五条（連絡部局） 1の規定に従って指定される総合的な連絡部局を通じて、(a)の規定に基づく要請を他の締約国に対して同時に送付する。
- (c) パネルの設置については、第二十八・七条（パネルの設置） 3、4及び7の規定を準用する。パネルは、両付録締約国が別段の合意をする場合を除くほか、この条及び手続規則の規定（6に定める期間についての規定に従うことを条件とする。）に適合する方法で構成する。
- 5 (a) 付託事項は、両付録締約国がパネルの設置の要請の到達の日の後十五日以内に別段の合意をする場合を除くほか、次のとおりとする。
- (i) この協定の関連する規定に照らし、4 (a)の規定に基づくパネルの設置の要請において付託される問題を検討すること。
- (ii) 8の規定において準用する第二十八・七条（最初の報告書） 4の規定に定めるところにより、理由を付して、認定及び決定を行い、並びに共同で要請された勧告を行うこと。
- (b) 申立付録締約国が、パネルの設置の要請において、ある措置が第二十八・三条（適用範囲） 1(c)の規定の意味において利益を無効にし、又は侵害していると主張する場合には、付託事項にその旨を記載す

る。

6 (a) パネルは、三人の構成員から成る。

(b) 両付録締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、パネルを構成するために次の手続を適用する。

(i) 4 (a)の規定に基づくパネルの設置の要請の到達の日の後十五日の期間内に、一方において申立付録締約国及び他方において被申立付録締約国は、それぞれ一人のパネルの構成員を任命し、その任命について相互に通報する。

(ii) 紛争解決手続は、申立付録締約国が(i)に規定する期間内にパネルの構成員を任命することができない場合には、当該期間が満了した時に終了する。

(iii) 申立付録締約国は、被申立付録締約国が(i)に規定する期間内にパネルの構成員を任命することができない場合には、4 (a)の規定に基づくパネルの設置の要請の到達の日の後二十日以内に、次のいずれかの方法により、任命されていない当該パネルの構成員を選出する。

(A) 第二十八・十一条（パネルの議長の登録簿及び締約国別の名簿）9の規定に基づいて作成される被申立付録締約国の名簿の中から選出する方法

- (B) 被申立付録締約国が第二十八・十一條（パネルの議長の登録簿及び締約国別の名簿） 9の規定に基づく名簿を作成していない場合には、同条の規定に従って作成されるパネルの議長の登録簿の中から選出する方法
- (C) 被申立付録締約国が第二十八・十一條（パネルの議長の登録簿及び締約国別の名簿） 9の規定に基づく名簿を作成しておらず、かつ、同条の規定に従ってパネルの議長の登録簿が作成されていない場合には、申立付録締約国によって指名される当該申立付録締約国の国民でない三人の候補者の名簿の中から無作為抽出によって選出する方法
- (iv) 議長としての職務を遂行するパネルの第三の構成員の任命については、次のとおりとする。
 - (A) 両付録締約国は、議長の任命について合意するよう努める。
 - (B) 両付録締約国は、4 (a)の規定に基づくパネルの設置の要請の到達の日の後十五日の期間内に(A)の規定に従って議長を任命することができない場合には、パネルの設置の要請の到達の日の後二十日の期間内に、第二十八・十一條（パネルの議長の登録簿及び締約国別の名簿）の規定に従って作成される登録簿の中から無作為抽出により議長を選出する。

- (C) 登録簿が第二十八・十一條（パネルの議長の登録簿及び締約国別の名簿）の規定に従って作成されておらず、(A)及び(B)の規定を適用することができない場合には、各付録締約国は、それぞれ三人までの候補者を指名することができる。議長は、4 (a)の規定に基づくパネルの設置の要請の到達の日の後二十日の期間内に、指名されるそれらの候補者の中から無作為に選出される。
- (D) 議長は、いずれかの付録締約国の国民であつてはならないものとし、第二十八・十一條（パネルの議長 of 登録簿及び締約国別の名簿）の規定に従って作成される登録簿の構成員に任命される両付録締約国の国民は、この(iv)の規定に基づく選出の手順から除外されるものとする。
- (v) 両付録締約国は、(iii)又は(iv)(B)の規定に従って選出されるパネルの構成員がパネルの職務を遂行することができない場合には、当該パネルの構成員に支障があることを知った日の後五日以内に、当該パネルの構成員が(iii)の規定に従って選出される場合には名簿の残りの者の中から、当該パネルの構成員が(iv)(B)の規定に従って選出される場合には登録簿の残りの者の中から、別のパネルの構成員を選出するために会合する。
- (vi) この6の規定に従って任命されるパネルの構成員が、手続の過程において又は13の規定に従い、若

しくは12、17若しくは18の規定において準用する第二十八・二十一条（履行状況の審査）の規定に従ってパネルが再招集される時に、辞任する場合又はパネルの職務を遂行することができなくなる場合には、後任のパネルの構成員は、当初のパネルの構成員の任命のためのこの(b)に規定する選出の手に従って十二日以内に任命される。当該後任のパネルの構成員は、当該当初のパネルの構成員の全ての権限及び任務を有する。パネルの活動は、当該後任のパネルの構成員の任命までの間停止されるものとし、この条及び手続規則に規定する全ての期間は、当該活動が停止された期間延長されるものとする。

(vi) 選出の手続については、第二十八・九条（パネルの構成）4、5及び10の規定を準用する（注）。

注 この(vi)の規定の適用上、第二十八・九条（パネルの構成）10の規定中「この条」とあるのは、「この6」と読み替えるものとする。

7 全てのパネルの構成員は、第二十八・十条（パネルの構成員の資格）1に定める要件を満たすものとする。8の規定において準用する第二十八・六条（あつせん、調停及び仲介）の規定によって紛争に関与した個人は、当該紛争のパネルの構成員としての職務を遂行してはならない。

8 両付録締約国が別段の合意をする場合を除くほか、この条の規定に基づくパネルの手續については、第二十八・四条（場の選択）、第二十八・六条（あつせん、調停及び仲介）、第二十八・十二条（パネルの任務）、第二十八・十五条（専門家の役割）、第二十八・十六条（手續の停止又は終了）、第二十八・十七條（最初の報告書）及び第二十八・十八條（最終報告書）の規定を準用する（注）。ただし、次の場合を除く。

注 この8の規定の適用上、第二十八・六条（あつせん、調停及び仲介）4の規定中「次条（パネルの設置）」とあるのは「4」と、第二十八・十二条（パネルの任務）2及び第二十八・十六条（手續の停止又は終了）1の規定中「この章」とあるのは「この条」と、第二十八・十七條（最初の報告書）5の規定中「3」とあるのは「8(a)」と読み替えるものとする。

(a) パネルは、第二十八・十七條（最初の報告書）3の規定に関し、パネルの最後の構成員の任命の日の後百日以内に最初の報告書を両付録締約国に提示する。

(b) パネルは、第二十八・十七條（最初の報告書）4の規定に関し、違反又は無効化若しくは侵害が、申立付録締約国からの原産自動車の販売、販売のための提供、購入、輸送、流通又は使用に著しく影響を及ぼしたかどうかについても決定する。

(c) 付録締約国は、第二十八・十七条（最初の報告書）7の規定に関し、最初の報告書の提示の後十日以内又は両付録締約国が合意するその他の期間内に、パネルに対し、最初の報告書に関する書面による意見を提出することができる。

(d) パネルは、第二十八・十八条（最終報告書）1の規定に関し、最初の報告書の提示の後二十日以内に、両付録締約国に対し、最終報告書（全会一致の合意が得られない問題に関する別個の意見を含む。）を提示する。両付録締約国は、秘密の情報を保護する手段をとった後、当該最終報告書の提示の後十五日以内に当該最終報告書を公表する。

9 両付録締約国が別段の合意をする場合を除くほか、最終報告書の実施については、第二十八・十九条（最終報告書の実施）1及び2の規定を準用する（注）。

注 この9の規定の適用上、第二十八・十九条（最終報告書の実施）1の規定中「この章」とあるのは、「この条」と読み替えるものとする。

10 (a) 申立付録締約国は、パネルが最終報告書において次の(i)のいずれかのことを決定し、かつ、次の(ii)のことを決定する場合には、両付録締約国が別段の合意をする場合を除くほか、この10、11及び13から16

までの規定に従い、被申立付録締約国に対する利益の適用を停止することができる。

(i) (A) 問題となっている措置がこの協定に基づく付録締約国の義務に適合しないこと。

(B) 付録締約国がこの協定に基づく義務を履行しなかったこと。

(C) 問題となっている措置が第二十八・三条（適用範囲）1(c)の規定の意味における無効化又は侵害を引き起こしていること。

(ii) パネルが存在すると決定した違反又は無効化若しくは侵害が、申立付録締約国からの原産自動車の販売、販売のための提供、購入、輸送、流通又は使用に著しく影響を及ぼしたこと。

(b) 被申立付録締約国は、違反又は無効化若しくは侵害を直ちに除去することができない場合には、両付録締約国が別段の合意をする場合を除くほか、これらを除去するための合理的な期間を与えられる。

(c) 両付録締約国が別段の合意をする場合を除くほか、(b)に規定する合理的な期間とは、次のいずれかの期間をいう。

(i) 8の規定において準用する第二十八・十八条（最終報告書）1の規定に基づく最終報告書の提示から六箇月の期間

- (ii) 違反又は無効化若しくは侵害を除去するため、日本国会若しくはカナダ議会又は地方公共団体の立法機関によって制定された法令の改正が必要な場合には、最終報告書の提示から十二箇月の期間
- 11 (a) 被申立付録締約国は、次のいずれかの場合において、申立付録締約国からの要請があるときは、当該要請の受領の後十五日以内に、相互に受け入れることができる代償を策定するため、当該申立付録締約国と交渉を開始する。
 - (i) 被申立付録締約国が違反又は無効化若しくは侵害を除去する意図を有しないことを当該申立付録締約国に通報した場合
 - (ii) 10 (c) に定める合理的な期間の満了後、被申立付録締約国が違反又は無効化若しくは侵害を除去したかどうかについて両付録締約国間に意見の相違がある場合
- (b) 申立付録締約国は、次のいずれかの場合には、(c)の規定に基づいて利益を停止することができる。
 - (i) 両付録締約国が、(a)の規定に従って代償を策定するための期間が開始した後三十日の期間内に当該代償について合意することができなかった場合
 - (ii) 両付録締約国が代償について合意したが、被申立付録締約国がその合意の条件を遵守しなかったと

申立付録締約国が認める場合

(c) 申立付録締約国は、自国について(b)に規定する条件が満たされた後はいつでも、14又は15の規定に基づいて利益を停止する意図を被申立付録締約国に対して書面により通報することができる。その通報は、当該申立付録締約国が停止することを提案する利益の程度を特定する。当該申立付録締約国は、当該通報を行う日の後に14又は15の規定に基づいて利益の停止を開始することができる。

(d) 代償及び利益の停止は、一時的な措置とする。これらのいずれの措置よりも、違反又は無効化若しくは侵害の除去による完全な実施が優先する。代償及び利益の停止は、被申立付録締約国が違反若しくは無効化若しくは侵害を除去する時までの間又は相互に満足すべき解決に達するまでの間においてのみ、適用される。

12 両付録締約国が別段の合意をする場合を除くほか、10(a)(i)の規定に基づいてパネルが存在すると決定した違反又は無効化若しくは侵害が、申立付録締約国からの原産自動車の販売、販売のための提供、購入、輸送、流通又は使用に著しく影響を及ぼさなかったとパネルが最終報告書において決定する場合には、第二十八・十九条（最終報告書の実施）3から7まで、第二十八・二十条（未実施）（代償及び利益の停

止) 及び第二十八・二十一条(履行状況の審査)に定める手続を準用する。

13(a) 被申立付録締約国は、次のいずれかのことを認める場合には、申立付録締約国が11(c)の規定に基づいて行う書面による通報の到達の日の後三十日以内に、問題を検討するためにパネルを再招集するよう要請することができる。

(i) 15の規定に基づいて停止することが提案される利益の程度が明らかに過大であること。

(ii) 被申立付録締約国が、パネルが存在すると決定した違反又は無効化若しくは侵害を除去したこと。

被申立付録締約国は、書面により当該申立付録締約国にその要請を送付する。パネルは、当該要請の到達の日の後できる限り速やかに再招集されるものとし、当該要請の到達後九十日以内に、その決定を両付録締約国に提示するものとする。

(b) パネルは、申立付録締約国が15の規定に基づいて停止することを提案する利益の程度が明らかに過大であると決定する場合には、申立付録締約国が停止することができる次の利益の程度を決定する。

(i) 第二十八・二十条(未実施(代償及び利益の停止))5に規定する同等の効果を有する利益の程度

(ii) 申立付録締約国が課する統一システムの第八七・〇三項に分類される自動車の実行最恵国税率が無

税である場合には、統一システムの第八七・〇三項に分類される自動車の被申立付録締約国による実行最恵国税率の適用の効果に相当する利益の程度

14 申立付録締約国は、被申立付録締約国が違反又は無効化若しくは侵害を除去したとパネルが決定した場合を除くほか、次の日のいずれか遅い日の後三十日の期間の後百日までの期間、統一システムの第八七・〇三項に分類される被申立付録締約国からの原産自動車の関税率を当該原産自動車の実行最恵国税率を超えない程度まで引き上げることができる。

(a) 11(c)の規定に基づいて当該申立付録締約国が通報する日

(b) 13(a)(ii)の規定に従って問題を検討するためにパネルを再招集するよう被申立付録締約国が要請する場合には、13の規定に従ってパネルが決定を行う日

15 被申立付録締約国が違反又は無効化若しくは侵害を除去したとパネルが決定した場合を除くほか、

(a) 申立付録締約国は、パネルが13(b)の規定に従って利益の程度を決定する場合には、11(c)の規定に基づいて申立付録締約国が通報する日又は13の規定に従ってパネルが決定を行う日のいずれか遅い日の後三十日、次のことを行うことができる。

(i) 統一システムの第八七・〇三項に分類される被申立付録締約国からの原産自動車について、13(b)(i)の規定に従ってパネルが決定した程度まで関税率を引き上げること。

(ii) 申立付録締約国が課する統一システムの第八七・〇三項に分類される自動車の実行最恵国税率が無税である場合には、被申立付録締約国からの原産品について、次の(A)及び(B)の程度まで当該被申立付録締約国に対する利益の適用を停止すること。

(A) 13(b)(i)の規定に従ってパネルが決定した程度

(B) 当該三十日の期間の後百日までの期間、13(b)(ii)の規定に従ってパネルが決定した程度

(b) 申立付録締約国は、被申立付録締約国が13(a)(i)の規定に従って問題を検討するためにパネルを再招集するよう要請しない場合又はパネルが13(b)の規定に従って程度を決定しなかった場合には、(a)に規定する三十日の期間の後、11(c)の規定に基づいて当該申立付録締約国が停止することを提案した程度まで、当該被申立付録締約国に対する利益の適用を停止することができる。

ただし、この15の規定に基づいて産品に適用される引上げ後の関税率は、当該産品の実行最恵国税率を超えてはならない。

16 申立付録締約国は、14の規定に従って引上げ後の関税率を適用している限り、15の規定に基づいて被申立付録締約国に対する利益の適用を停止してはならない。

17 両付録締約国が別段の合意をする場合を除くほか、履行状況の審査については、第二十八・二十一条（履行状況の審査）の規定を準用する（注）。

注 この17の規定の適用上、第二十八・二十一条（履行状況の審査）中「前条（未実施（代償及び利益の停止）」とあるのは、「11及び13から16まで」と読み替えるものとする。

18 最終報告書がこの協定の効力発生の日に開始する十年の期間の後に提示される場合には、10から17までに定める手続に代えて、第二十八・十九条（最終報告書の実施）3から7まで、第二十八・二十条（未実施（代償及び利益の停止））及び第二十八・二十一条（履行状況の審査）に定める手続を準用する。

第五条（注）

注 いずれの付録締約国も、この条の規定の下で生ずる問題について、第二十八章（紛争解決）又は前条の規定による紛争解決を求めてはならない。

1 両付録締約国は、ここに各付録締約国の関係当局の代表者から成る自動車に関する二国間特別小委員会

(以下この条において「日加自動車特別小委員会」という。)を設置する。日加自動車特別小委員会は、次のことを行う。

- (a) この協定に基づく自動車に関する義務の実施を監視すること。
- (b) 一方の付録締約国が提起した両付録締約国間の貿易及び投資に影響を及ぼす自動車及び自動車部品に関連する措置の作成及び実施に関する問題を解決するため協議すること。
- (c) 新たな問題（代替燃料を使用する自動車の製造、輸入、販売及び通行を含む。）についての一層の協力及び他の市場に関する問題についての両付録締約国間の協力を円滑にすること。
- (d) 自動車及び自動車部品に関し、二国間の、地域的な及び世界的な市場の発展並びに貿易、投資、生産、販売及び流通の傾向を監視すること。
- (e) 日加自動車特別小委員会の活動に関連する事項であつて両付録締約国が合意するものについて、両付録締約国の利害関係者から情報の提供を受けるための機会を設けること。
- (f) 両付録締約国が合意する場合には、他の問題に取り組むこと。

2 日加自動車特別小委員会は、相互に合意する時期に会合する。会合は、両付録締約国が決定する場所に

において及び手段により開催する。

(附属書二―D (関税に係る約束) 中他の締約国の関税率表は省略)